様式第13号その1（第11条関係）

２７指令３号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　豊田市錦町一丁目９５番地

氏　名　ホーメックス株式会社

代表取締役　餅原　幹也

平成２７年２月２７日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成２７年３月２３日

長久手市長　吉 田 一 平

取扱一般廃棄物の種類	塵芥（ごみ）
取　扱　業　務	収集及び運搬
業　務　区　域	長久手市全域
許　可　期　間	平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まで
条　　件 許可変更の状況	1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。 2　長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。 3　尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。 4　一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。 5　前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。